附則第五条中「附則第五条第一項」を「附則第十二条第一項」に改め、同条第一号中「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第二号中「附則第四条第三項」を「附則第十一条第三項」に改める。

附則第六条中「附則第九条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

附則第七条中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附則第一条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十一の二第一項中「、同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等」を「並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言」に改める。

第百七十四条の三十一の三の次に次の一条を加える。

（介護保険に関する事務）

第百七十四条の三十一の四　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第百十五条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2　前項の場合においては、介護保険法第七十条第八項及び第百十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「、当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない。この場合において、指定都市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第百四条の二及び第百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

第百七十四条の四十九の十第一項中「、同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等」を「並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言」に改める。

第百七十四条の四十九の十一の次に次の一条を加える。

（介護保険に関する事務）

第百七十四条の四十九の十一の二　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第百十五条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2　前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該中核市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「、当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない。この場合において、中核市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第百四条の二及び第百十五条の十中「事項